## 評価項目 評価結果 備者 (実績等) 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価 契約方式、契約事務手続、公表事項等 II-1. 組織の編成及び運営 【業務実績概要及び自己評価結果】 (p37 ◆内部統制への取組 ◎規程、体制の整備) ・組織規程、事業実施に関する規定、会計規程等を整備 (項目別評価p34 評価理由) 契約に係る規程類の適正性についての 監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統 評価 し、業務プロセスの最適化及びマニュアル化を推進 制について、適切に取り組んでいる。 Ⅱ-2. 事業費及び一般管理費の効率化 【業務実績報告書】(p409) (項目別評価p35 評価理由) ・調達案件については、随意契約見直し計画に基づき、 20年1月以降、国の少額随意契約基準と同等の基準で ・平成20年1月1日より、機構における少額随意契約の基 準を国と同等の其準に変更 般競争契約の範囲拡大を実施した。 【業務実績概要及び自己評価結果】 (p39 ◆契約情報の公表等) 契約情報に係る公表の基準を国と同水準になるよう見 直し 契約の適正実施確保のための取組(※ II-1. 組織の編成及び運営 【業務実績報告書】(p401) (項目別評価o34 評価理由) ・新たに随意契約見直しタスクフォース、国際課題対応事 成19年12月に閣議決定された独立行政法人の整理合 1) についての評価 理化計画に迅速に対応するために、「随意契約の見直し 業準備室、理科教育支援センター等を創設するなど、新 計画の対応のための体制整備」の経費を支出 規事業や重点事業に早期に取り組むため、適時柔軟な 組織編制を行い、業務の効果的な実施に努めた 【業務実績報告書】(p409) -般競争入札の拡大に伴う業務量の増大を勘案し、新 ・監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統 たに5人の分人契約担当者を新設するとともに少額随意 契約のみを扱ってきた全国各地にある84箇所の前渡資金 制について、適切に取り組んでいる。 II-2. 事業費及び一般管理費の効率化 事務所にも一般競争契約を取り扱うことができることとす (項目別評価p35 評価理由) るなど業務を効率化 一般競争入札等の割合が昨年度より増加しており、随 意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の【業務実績概要及び自己評価結果】 (p37 ◆内部統制への取組 ◎監査) 状況について適切に行われている。 機構の業務全般を対象として、業務の適正かつ能率的 な運営確保すること、会計経理の適正を期することを目的 とし、平成19年度は、46箇所の監事監査を実施 ・機構の業務に関し、法令、規程等への準拠、適正な制度 のもとで計画的かつ能率的な運営、経済性の確保につい て48箇所の内部監査を実施 ・監査結果については、理事長に報告書を提出。理事長 のリーダーシップに基づき所要の是正措置を実施 II-1. 組織の編成及び運営 【業務実績概要及び自己評価結果】 「随意契約見直し計画」の実施・進捗 (p39 ◆契約状況) (項目別評価p34 評価理由) 状況や目標達成に向けた具体的取組状 ・新たに随意契約見直しタスクフォース、国際課題対応事業準備室、理科教育支援センター等を創設するなど、新 ・平成18年度と比較し、全契約の内、競争性の無い随意 契約の占める割合が、件数、金額ともに21%減少 -ス. 国際課題対応事 況についての評価 規事業や重点事業に早期に取り組むため、適時柔軟な 組織編制を行い、業務の効果的な実施に努めた 【業務実績概要及び自己評価結果】 (p39 ◆契約情報の公表等) ・随意契約によることができるとする基準をWeb上で公表 ・随意契約見直し計画をWeb上で公表 ・監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統 制について、適切に取り組んでいる。 II-2. 事業費及び一般管理費の効率化 ・平成19年3月1日以降の随意契約情報について、Web上 (項目別評価p35 評価理由) ・契約情報に係る公表の基準を国と同水準になるよう見 直し、平成20年1月以降契約分より随意契約だけでなく-・調達案件については、随意契約見直し計画に基づき 20年1月以降、国の少額随意契約基準と同等の基準で 般競争入札についてもWeb上で公表 般競争契約の範囲拡大を実施した -般競争入札等の割合が昨年度より増加しており、随 意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の 【業務実績報告書】(p409) 平成20年1月1日より、機構における少額随意契約の基 状況について適切に行われている。 準を国と同等の基準に変更 (項目別評価p35 今後の課題、改善すべき事項) ・引き続き、随意契約見直し計画を着実に実行し、入札及 び契約を適切に実施していくことが重要である。 Π 個々の契約に係る評価 監事による個々の契約のチェックプロセスや第 **Ⅱ-1. 組織の編成及び運営** 【業務実績概要及び自己評価結果】 者によるチェックプロセスを把握した上で行 (項目別評価p34 評価理由) (p37 ◆内部統制への取組 ◎監査) 新たに随意契約見直しタスクフォース、国際課題対応事 機構の業務全般を対象として、業務の適正かつ能率的 う、契約における競争性・透明性の確保の観点 ・利にに応息契利見直しダステンタース、国際味超対ル事業準備室、理科教育支援センター等を創設するなど、新 規事業や重点事業に早期に取り組むため、適時柔軟な からの、特定の契約(※2)に対する監事等に な運営確保すること、会計経理の適正を期することを目的 とし、平成19年度は、46箇所の監事監査を実施 よるチェックプロセスについての評価 組織編制を行い、業務の効果的な実施に努めた 機構の業務に関し、法令、規程等への準拠、適正な制度 ・監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統 のもとで計画的かつ能率的な運営、経済性の確保につい 制について、適切に取り組んでいる。 て48箇所の内部監査を実施 ・監査結果については、理事長に報告書を提出。理事長のリーダーシップに基づき所要の是正措置を実施 II-2. 事業費及び一般管理費の効率化 (項目別評価p35 評価理由) 一般競争入札等の割合が昨年度より増加しており、随 【業務実績概要及び自己評価結果】 意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の 状況について適切に行われている。 (p41 ◆機構と関連公益法人との関係及び業務委託の 妥当性) ・関連公益法人への業務委託については、その専門的知 識、習熟度及び作業の安定性から当該機関に委託するこ とが効率的であることから選定したものである。

<sup>※</sup> 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

<sup>※1</sup> 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制(内部審査体制、外部審査体制、監事監査等)についての評価を記載(措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価)

<sup>※2</sup> 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。